

仙台市 受動喫煙防止対策 ガイドライン

(令和元年度改訂版)

概要版



たばこによる健康影響から市民を守り、
健康で快適に過ごすことができる
「受動喫煙防止」のまちづくりのために

このガイドラインでは、施設等の利用目的や利用者のニーズ等から見た
受動喫煙防止対策の目指す姿を示しています。

このガイドラインは、規制を目的とするものではなく、
市民・事業者(団体)・市の三者が、それぞれの役割を主体的・積極的に果たし、
一体となって取り組みを進めていくための指針とするものです。

令和元年6月
仙台市

1 受動喫煙防止の必要性

たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には、5,300種類以上の化学物質が含まれており、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質や、約70種類の発がん性物質も含まれています。¹

たばこは、吸う本人だけでなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼします。他人のたばこの煙を吸わされることを「受動喫煙」といいます。

たばこの煙には、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」と、火のついたたばこの先から立ちあがる「副流煙」がありますが、主流煙より副流煙のほうが有害物質の含有量が数倍から数十倍高いことが分かっています。



主流煙と比較した場合の副流煙に含まれる有害物質²

タール	1.2~10.1倍	肺を黒くする、いわゆる「ヤニ」です。発がん性物質の固まりで、がんの原因となるとともに、肺の機能を低下させます。
ニコチン	2.8~19.6倍	血管を細くし、心拍数の増加や血圧の上昇をもたらします。強い依存性があり、たばこをやめられないもととなります。
一酸化炭素	3.4~21.4倍	血液中で酸素が運ばれるのを邪魔するため、息切れ、運動能力の低下、動脈硬化の原因となります。

喫煙による健康影響(喫煙者本人)

喫煙と疾患の関係について、「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分とされている」レベル1の疾患としては、肺、口腔・咽頭、食道などの様々ながん、脳卒中、虚血性心疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの呼吸器疾患、2型糖尿病、周産期の異常などがあります。³

「科学的証拠は因果関係を示唆しているが十分ではない」レベル2の疾患としては、乳がん、大腸がん、生殖能力低下、認知症、気管支ぜんそくなどがあります。⁴



① 慢性閉塞性肺疾患(COPD)

主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患のことで、咳・たん・息切れなどから始まり、ゆっくりと呼吸障害が進行します。全身の炎症、骨格筋の機能障害、栄養障害、骨粗鬆症などの併存症をともなう全身性の疾患です。最大の原因はたばこの煙であり、喫煙者の15~20%が発症するとされています。

② 周産期の異常

妊娠中の喫煙は、早産、低出生体重児・胎児発育遅延、出生後の乳幼児突然死症候群(SIDS)と因果関係があるとされています。また、子宮頸がんとの因果関係もあるとされ、妊娠・出産へ大きな影響をもたらします。



受動喫煙による健康影響(周囲の人)

たばこは、受動喫煙などの短期間の少量曝露によっても健康影響をもたらします。

大人に対する健康影響	(レベル1)脳卒中、臭気、鼻への刺激感、肺がん、虚血性心疾患 (レベル2)鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、急性呼吸器症状(喘息患者、健常者)、急性の呼吸機能低下(喘息患者)、慢性呼吸器症状、呼吸機能低下、喘息の発症・コントロール悪化、慢性閉塞性肺疾患(COPD)
妊婦・出産に対する健康影響	(レベル1)乳幼児突然死症候群(SIDS) (レベル2)低出生体重児・胎児発育遅延
子どもへの健康影響	(レベル1)喘息の既往 (レベル2)喘息の発症、喘息の重症化、中耳疾患、う蝕(虫歯)、呼吸機能低下、学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ

1~4 厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成28年8月)

2 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

このガイドラインでは、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

種類	内容	効果
敷地内完全禁煙	屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する	高
敷地内禁煙	原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所 [*] を設置	↑
屋内禁煙	屋内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する	低

^{*} 平成30年7月公布の一部改正法による改正後の健康増進法(以下「改正法」という。)における「特定屋外喫煙場所」。喫煙場所を区画する、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示、施設を利用するものが通常立ち入らない場所への設置が要件となる。詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照。また、改正法は令和元年7月1日施行分と令和2年4月1日施行分があり、各施行日における内容は次のとおり。
令和元年7月1日施行:第一種施設(学校・病院・児童福祉施設、行政機関等)は原則敷地内禁煙となる。屋外に喫煙場所を設置する際には改正法の要件を満たす必要がある。
令和2年4月1日施行:第二種施設(上記以外の多数の者が利用する施設)は原則屋内禁煙となる。屋内に喫煙室を設置する際には改正法の要件を満たす必要がある。

ガイドライン			改正法	
分類	具体的な施設	目指す姿	対象施設	対策
施設	①子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	児童施設、学校(小・中学校、中等教育学校、高等学校等) 医療機関、大学等(大学・専門学校等)	第一種施設 ①学校、病院、児童福祉施設など受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの ②行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設)	敷地内完全禁煙(特定屋外喫煙場所設置可)
	②官公庁施設(市が設置し管理する施設)	行政機関の施設(地方自治体に設置義務があるものや、政策や制度の企画立案業務が行われている施設。市役所本庁舎、各区役所、各総合支所、消防署等)	第二種施設及び喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設	敷地内完全禁煙または敷地内禁煙
	③上記以外の多数の者が利用する施設	職場(事務所)、飲食店、社会福祉施設(児童福祉施設を除く)、集会場、劇場、展示場、百貨店、金融機関、商店、宿泊施設、娯楽施設、駅、ターミナル、公共交通機関等	敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙(ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、法に定める喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室または喫煙目的室の設置対策 ^{*1} を講じること)	原則屋内禁煙 ^{*2} (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室設置可。令和2年4月1日に現存する飲食店であり、かつ客席面積100㎡以下で個人または中小企業(資本金5千万円以下)が営むものについては、当分の間、喫煙可能室設置可)
屋外	子供の利用が想定される公共的な空間	公園、遊園地、通学路等		受動喫煙防止のための配慮が必要

^{*1} 改正法における詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照。

^{*2} 第二種施設中、居住にあたる場所や旅館の客室(簡易宿所営業施設及び下宿営業施設の個室以外の客室を除く)、宿泊施設の客室(個室に限る)の場所は適用除外となります。



① 子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設

たばこによる健康影響を受けやすい子どもが利用する児童施設や学校では、受動喫煙防止と喫煙防止教育の観点から、敷地内完全禁煙が望まれます。また、市民の健康を守るための医療機関や、若者の喫煙の開始及び習慣化を防止することが望ましい大学等でも、敷地内完全禁煙または敷地内禁煙の実施が望まれます。

② 官公庁施設

市役所・区役所等の市立施設は、多くの市民が利用し、公共性の高い施設であるため、率先して敷地内完全禁煙または敷地内禁煙とします。(ただし、市が設置し管理する施設であっても、行政事務を実施しない施設(例えば、市民センター、下水道管理事務所など)は敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙とします。)

③ 上記以外の多数の者が利用する施設

多数の者が利用する施設においては、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙の実施が望まれます。ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、改正法に基づく喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室または喫煙可能室の設置は可とし、将来的には敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、または屋内禁煙とすることが望まれます。

子どもの利用が想定される公共的な空間

屋外であっても、子どもが多く利用するような公共的な場所については、受動喫煙を防止するための配慮が必要です。

そのため、喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に子どもや妊産婦が立ち入ることがないように、周知することが大切です。

また、子どものそばではたばこを吸わない、歩きたばこをしないなど、喫煙マナーの遵守が必要です。歩きたばこは、すれ違う人に火傷を負わせたり、衣服を焦がしてしまったりする大変危険な行為です。たばこの火は、子どもの目の高さになります。受動喫煙はもちろん、安全・安心の観点からも、特に子どものいる場所での喫煙は控えることが望まれます。



屋外に喫煙場所を設置する場合

たばこの煙は、風に乗って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。屋外に喫煙場所を設ける場合は、図の①～④のようなところから十分に離れて喫煙場所を設置することが望まれます。

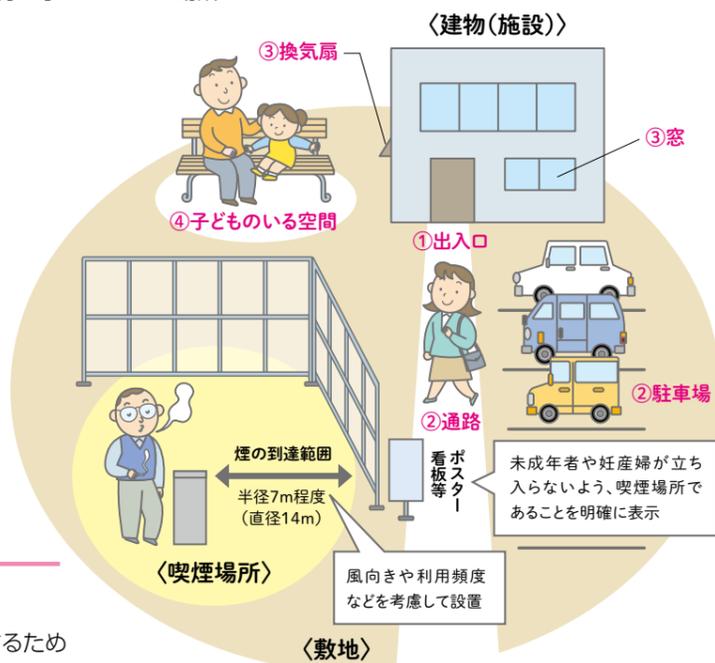
十分な距離がとれない場合には、必要に応じて「囲い」や「ついたて」等を設けるなどの工夫が必要となります。

ただし、敷地内禁煙とし、屋外において「特定屋外喫煙場所」を設置する場合は、改正法の必要な要件を満たす必要がありますので、厚生労働省のホームページ等を参照してください。

施設管理者は…

改正法における責務を果たすとともに受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める必要があります。

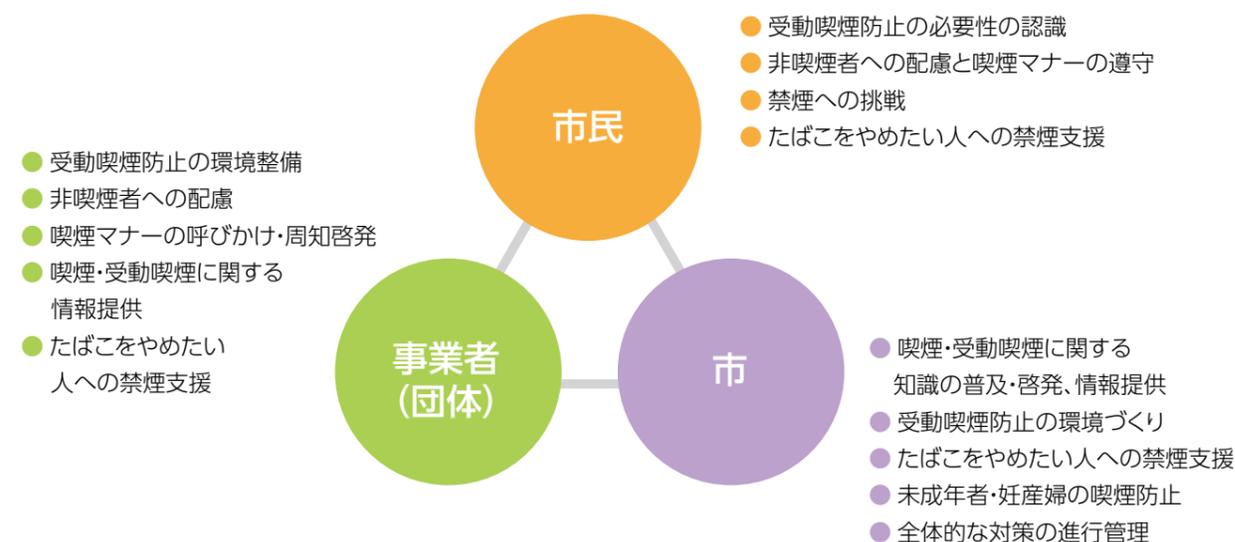
- 市民や利用者に対して、受動喫煙防止対策の趣旨などについてポスター掲示等により周知を図り、理解と協力を求めましょう。
- 喫煙場所を設ける場合には、喫煙場所を明確に表示し、喫煙場所を利用しない市民や利用者(特に、未成年者や妊産婦)が立ち入らないように啓発しましょう。



3 受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙防止の環境づくり(各主体の役割)

市民・事業者(団体)・市の3者がそれぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって受動喫煙防止対策に取り組むことによって「望まない受動喫煙がない社会」が実現されます。



ガイドラインが目指す各主体の役割

① 市民の役割

受動喫煙防止対策を進めるためには、市民一人ひとりがたばこによる健康影響を理解し、高い意識を持って自ら推進することが大切です。

■ 個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について認識を深めます。
- 喫煙者は、たばこを吸わない人に配慮し、喫煙マナーを守ります。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- 周囲の人は、禁煙に挑戦している人を支えます。
- 身近に喫煙している人がいたら、喫煙マナーや禁煙を呼びかけます。
- 子どもの手の届くところにたばこを置きません。

■ 地域

- 多くの人が集まり利用する場所(集会場等)では、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙を目指します。



② 事業者(団体)の役割

■ 児童施設・学校

- 喫煙や受動喫煙による健康への影響について教育や啓発を行います。
- 家庭での子どもの受動喫煙防止に向けて、保護者も含めて、受動喫煙が子どもの健康や成長に及ぼす影響について、認識を深めてもらえるよう取り組みます。

■ 医療機関・薬局・保健医療団体

- 医療を通じた禁煙支援(禁煙相談・禁煙治療)を行います。
- 喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援についての情報提供を行います。

■ 企業・職場・職域保健関係機関

- 労働者の健康確保と快適な職場環境の形成のため、“受動喫煙の無い職場の実現”に取り組みます。
- たばこを吸わない人・妊産婦への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。
- 禁煙や喫煙防止についての情報提供や指導の機会・場所を提供します。
- 労働者に対し、禁煙支援(禁煙相談・禁煙治療)を行える薬局や医療機関を紹介します。



■ 飲食店

- 顧客に対しては、多数の市民が利用する公共的な場として、また、従業員に対しては、“受動喫煙の無い職場”として、受動喫煙防止の取り組みを進めます。
- たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。

■ その他、多数の者が利用する施設

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、周知・啓発に努めます。
- たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。



■ たばこ関連団体

- 未成年者の喫煙防止に取り組み、未成年者へはたばこを売りません。

③ 市の役割

市は、市民や事業者(団体)の協力を得ながら、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康影響や受動喫煙防止の必要性についての正しい知識の普及・啓発に努め、受動喫煙の機会減少に取り組みます。

また、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進し、関係団体と相互に連携を図りながら、受動喫煙防止のまちづくりの実現を目指します。

■ 受動喫煙防止の環境づくり

- 喫煙や受動喫煙による健康影響などに関する啓発を行います。
- 多数の者が利用する空間における受動喫煙防止対策を推進します。
- 地域・職域関係団体と連携し、受動喫煙防止の取り組みを推進します。

■ たばこをやめたい人への禁煙支援

- 各区保健福祉センター・各総合支所において、たばこをやめたい人を支援します。

■ 未成年者・妊産婦の喫煙防止

- たばこの害について正しく理解し、将来喫煙しないようにするための保護者も含めた喫煙防止の啓発を強化します。
- 若い世代への啓発を強化します。
- 子育て中の親への啓発を強化します。

成人の喫煙率の減少

たばこを吸う人が減れば、喫煙者本人の健康はもちろん、周囲の人の健康を守ることも(受動喫煙による健康影響の防止)ができます。

また、身近な人が喫煙しないことにより、子どもたちの喫煙開始の防止に効果があるため、将来にわたる喫煙者の減少にもつながります。禁煙外来(禁煙治療実施医療機関)における禁煙治療や、禁煙支援薬局・市における禁煙支援を受けることも効果的です。



次世代の健康の確保(未成年者の喫煙防止、妊産婦の禁煙支援・喫煙防止)

未成年期からの喫煙は健康影響が大きく、かつ、成人期を通じた喫煙継続につながりやすくなります。未成年期のうちにたばこを吸い始めると、がんなどの発症や死亡のリスクが増加し、喫煙を開始する年齢が早ければ早いほど、そのリスクは高まることが指摘されています。

また、妊娠中の喫煙は、早産、低出生体重児・胎児発育遅延、出生後の乳幼児突然死症候群(SIDS)と因果関係があるとされています。

～次世代の健康を守るために～

- 周囲を取り巻く環境の整備として、家庭を含め社会が一体となった取り組みを進めましょう。
- 未成年者に対し、たばこによる健康影響についての正しい理解と適切な行動を促し、喫煙を防止しましょう。
- 親は、喫煙しない、もしくは禁煙しましょう。
- 子どもや妊産婦のそば、子どもから見えるところでは吸わないようにしましょう。
- 妊産婦や周囲の人は、喫煙が、本人だけでなく子どもの健康に大きなリスクとなることについて、認識を深め、禁煙や受動喫煙防止、出産後の再喫煙防止に取り組みましょう。



仙台市健康福祉局健康政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
TEL 022-214-8198 FAX 022-214-4446
Eメール fuk005520@city.sendai.jp

お問い合わせ・ご相談は、各区保健福祉センター家庭健康課・各総合支所保健福祉課へ

青葉区	☎ 225-7211(代)	太白区	☎ 247-1111(代)
青葉区 宮城総合支所	☎ 392-2111(代)	太白区 秋保総合支所	☎ 399-2111(代)
宮城野区	☎ 291-2111(代)	泉 区	☎ 372-3111(代)
若林区	☎ 282-1111(代)		